

東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内家屋の
代替家屋を取得した方へ
《被災代替家屋に対する固定資産税の特例措置》

1 概要

居住困難区域内家屋の所有者が、当該家屋に代わる家屋を居住困難区域が解除された日から起算して3月（同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過するまでの間に取得した場合において、代替家屋に係る税額のうち居住困難区域内家屋の床面積相当分について、取得後4年度分は2分の1、その後2年度分は3分の1に相当する税額を減額します。

2 特例対象家屋

- (1) 平成23年3月11日から当該居住困難区域設定指示が解除された日から起算して3月（同日後に新築されたものであるときは1年）を経過するまでの間に取得し、当該居住困難区域内家屋に代わるものとして市長が認めるものであること。
- (2) 代替家屋は、原則として居住困難区域内家屋と種類、使用目的又は用途が同一のものであること。

3 特例対象者

- (1) 平成23年3月11日における所有者
(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)
- (2) (1)の者について相続があったときにおけるその者の相続人
- (3) 特例適用家屋に(1)と同居するその者の三親等内の親族
- (4) (1)が法人の場合、合併法人又は分割承継法人

4 減額の計算方法

$$\text{[控除額]} = \text{代替家屋の税額} \times \frac{\text{居住困難区域内家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}} \times \frac{1}{2}$$

※代替家屋の床面積に対する被災家屋の床面積の割合が、1を超える場合は1とする。

※最初の4年度分2分の1、その後2年度分3分の1

※法附則第15条の6から第15条の9までの適用後の額

5 書類の提出

- (1) 東日本大震災における代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書
- (2) 平成23年3月11日において居住困難区域内に所有していた旨を証する書類
→ 所有を確認できる書類
- (3) 居住困難区域内家屋が存したことを証する書類
→ 不動産登記事項証明書又は平成23年度固定資産税課税台帳登録事項証明書
- (4) 居住困難区域内家屋に代わるものとして特例の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類
→ 不動産登記事項証明書、売買契約書、建築確認申請書等
- (5) 相続人等に該当する旨を証する書類 (3 (2) (3) 関係)
→ 戸籍謄本
- (6) 合併法人又は分割承継法人を確認する書類 (3 (4) 関係)
→ 法人の登記事項証明書

6 問い合わせ先

会津若松市財務部税務課家屋・償却資産係グループ

0242-39-1225